

近畿大学学生懲戒規程

(平成 30 年 4 月 1 日)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、近畿大学学則第 41 条、近畿大学大学院学則第 49 条又は近畿大学短期大学部学則第 32 条（以下「各学則懲戒条項」という。）に規定する懲戒に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において学生とは、学部学生、大学院学生及び短期大学部学生をいう。なお、科目等履修生、委託生、研究生、留学生別科生及び交換留学生は、学生に含まない。

(懲戒の対象)

第 3 条 各学則懲戒条項に定める懲戒処分の対象となる学生の行為（以下「懲戒対象行為」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪行為（交通法規違反を含む。）
- (2) ハラスメント行為その他人権を侵害する行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 研究活動上の不正行為
- (5) 定期試験等の不正行為
- (6) 学則、学生規程その他諸規則に違反する行為
- (7) その他学生として社会的に非難されるべき行為

(懲戒の手続)

第 4 条 学生の懲戒処分は、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、学長がこれを行う。ただし、前条第 6 号に掲げる行為に対する処分についてはこの限りでない。

- 2 学生の懲戒処分においては、原則として学生に対し弁明の機会を付与するものとする。
- 3 学生からの申出があり、委員会が必要と認めたときは、原則 1 名の付添人（弁護士、家族等。以下同じ。）を、前項の弁明に同席させることができる。ただし、付添人は、委員会の審議を妨害してはならない。
- 4 委員会の運営等については、別に定める。

(懲戒の種類)

第 5 条 懲戒処分の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 譴責 文書により注意を与えるとともに、将来を戒める。
 - (2) 停学 一定の期間、授業、試験その他の教育課程及び課外活動等への参加を禁止する。
 - (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。
- 2 停学の期間は、無期又は 6 カ月以下の有期とする。
 - 3 停学の期間は、在学年数に含めるものとする。なお、停学中は所定の学費を納入しなければならない。
 - 4 停学の期間は、修業年限に含めないものとする。ただし、処分期間が 3 カ月以下の停学の場合に限り、修業年限に算入することができる。
 - 5 退学の懲戒処分を受けた者については、再入学を認めないものとする。
 - 6 学部、研究科又は短期大学部は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び教育指導を行うものとする。

7 学長は、委員会の審議結果を踏まえて、懲戒対象行為の再発防止等の観点から、譴責又は停学に伴い、懲戒対象の学生について懲戒対象行為に関連する諸活動の禁止その他一定の措置を行うことができる。

(嚴重注意)

第6条 学部長、研究科長又は短期大学部長（以下「学部長等」という。）は、その所属する学生の懲戒処分に至らない非違行為について、その内容・程度を考慮のうえ必要に応じ、口頭又は文書による嚴重注意を行うものとする。

(学籍異動)

第7条 学生の懲戒に関する事案が委員会等に係属した場合、その処分ないし不処分が決定するまでの間、当該学生の学籍異動の取扱い（退学届の受理を含む。）を留保することができる。

2 停学処分は、退学の申出を妨げない。ただし、当該処分に係る事案の解明その他の正当な事情がある場合は、必要な期間その取扱いを留保することができる。なお、停学中に退学した学生について再入学を認める場合は、停学中の身分としてこれを認めるものとする。

3 停学中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。

(自宅待機)

第8条 学部長等は、その所属する学生について懲戒の対象となり得る事案を把握した場合、当該学生に関して、学籍異動に係る手続を留保し、必要に応じて自宅待機を命ずることができる。その場合は、速やかに学長に報告するものとする。

2 前項の自宅待機を命じる場合、当該学部長等は、当該学生に対する教育的配慮を行うよう努めるものとする。

3 自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

(不服申立)

第9条 懲戒処分を受けた学生は、処分通知を受けた日から30日以内に学長に対し、不服申立を行うことができる。

2 不服申立は、不服の内容及びその理由を明らかにした書面（以下「不服申立書」という。）によって行うものとする。なお、不服申立書には必要に応じて、証拠物品、資料等を添付することができる。

3 学長は、前項の不服申立書が受理された場合は、不服申立審査委員会を設置する。

4 不服申立審査委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 学長が指名する副学長（委員長）

(2) 当該学部、研究科又は短期大学部以外の学部長又は研究科長 数名

(3) 法人本部法務部長

(4) その他委員長が必要と認める者

5 不服申立審査委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

6 学長は、前項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、不服申立をした学生に対し、不服申立の却下を通知するものとする。

7 学長は、第5項の審査結果に基づき、懲戒処分の内容が相当でないと判断した場合は、委員会等に再審議を求め、又は懲戒処分を取り消し、不服申立をした学生に対し、その旨を通知するものとする。

8 前項の規定に基づき再審議を求められた委員会は、懲戒処分について再審議を行い、その結果を学長へ報告するものとする。

9 学長は、前項の再審議結果に基づき、懲戒処分の内容が相当であると判断した場合は、従前の処分を維持するものとし、不服申立をした学生に対し、その旨を通知する。

10 学長は、第8項の再審議結果に基づき、懲戒処分の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒処分を取り消し、又は変更するものとし、不服申立をした学生に対し、その旨を通知する。なお、懲戒処分を重く変更することはできない。

11 不服申立をした学生は、第6項、第7項、第9項及び前項の決定に対して、再度不服申立を行うことができない。

12 不服申立により、懲戒処分の効力は停止する。ただし、不服申立の審査及び再審議に要した期間は、停学期間に算入することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関する事項は、必要に応じ別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。